

＜全宅管理マガジン＞ Vol.13 (2012.4)

《協会からのお知らせ》

本会は、旧組織である「賃貸不動産管理業協会」より財産・事業の譲渡を受け、平成23年4月1日より「一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会」として事業を開始しており、現在、約5100会員となっている状況でございます。

本会では、情報提供・教育研修・業務支援ツール等提供といった会員支援事業を実施しており、その一つであります情報提供事業の中の会報誌「全宅管理 VOL. 3」を、来週4月3日に発送いたします。今号の特集は「表示規約・公正競争規約の変更とDK及びLDKの表示について」で、法律・税務相談ページでは「相続」について特集しております。

その他、会報誌と共に以下の資料をご送付いたします。

①「平成24年度実施事業 パンフレット」

- ・本会の平成24年度実施事業の概要
- ・「電話法律相談」運用方法変更のお知らせ
→4月16日の電話法律相談より、以前から会員の皆様からご要望のございました事前予約制に変更することに伴い、変更内容を記載した告知文書を掲載しております。

②「全宅管理版 住宅賃貸借契約書（改訂版）」

- ・国土交通省「賃貸住宅標準契約書」の改訂に伴う、本会書式（改訂版）と改訂内容
→前号の全宅管理マガジンでお伝えしたとおり、平成24年2月、国土交通省において、賃貸住宅標準契約書（改訂版）が作成されました。これに伴い、本会の住宅賃貸借契約書の雛型も見直しを図り、書式の改訂を行いましたので、改訂内容を記載した冊子を送付いたします。なお、本会ホームページの書式データは現在改訂作業中で、4月中にホームページ上で掲載予定でございますので、完成次第おってご連絡いたします。

4月以降、平成24年度に入りましてからも、会報誌等発送物の充実、利用しやすい会員サービスを実現するため、既存事業の継続的な実施と新規事業の企画を行って参りますので、引き続きご活用の程、宜しくお願い申し上げます。

トピックス1：第3回理事会を開催いたしました。

去る平成24年3月12日（月）、東京のトラストシティカンファレンス丸の内にて第3回理事会を開催し、平成24年度の事業計画・予算を含む全ての議案につきまして、無事に承認されましたことをご報告いたします。

トピックス2：電話法律相談（無料）のご案内

本会顧問弁護士による、賃貸管理に関する電話法律相談を隔週月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日）に実施しております。出来るだけ多くのご相談に対応するため、相談回数は1日1回、相談時間は1回15分以内、相談内容は1回につき1件でお願いいたします。

【4・5の法律相談日】 ※実施時間：13時～16時

4月2日（月）、16日（月）／5月1日（火）、14日（月）、28日（月）

【問い合わせ先】一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 事務局

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館

（電話）03-3865-7031 （FAX）03-5821-7330 （Eメール）zentakukanri@bz01.plala.or.jp